

大阪府自治制度研究会設置要綱

（目的）

第1条 地方自治法の抜本改正の検討、地方政府基本法の制定に向けて、大阪から新たな自治制度を提案すべく、大都市制度のあり方について調査・研究を行うため、「大阪府自治制度研究会」（以下、「研究会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 研究会は、次の事項について調査・研究を行う。

- (1) 大阪における自治制度を取り巻く課題
- (2) 広域自治体と基礎自治体の役割分担
- (3) 大都市制度のあり方

（構成）

第3条 研究会は別表に掲げる学識経験者をもって構成する。

- 2 研究会に座長を置き、メンバーの中から互選する。
- 3 座長は、必要に応じてメンバー以外のものを研究会に出席させることができる。
- 4 座長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

（庶務）

第4条 研究会の庶務は、政策企画部地域主権課において行う。

（会議の公開）

第5条 会議は公開とする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月13日から施行する。

(別表)

大阪府自治制度研究会 委員名簿

氏 名	現 職
青山 彰久	読売新聞東京本社編集委員
赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授
金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
高林 喜久生	関西学院大学経済学部教授
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

(敬称略・50音順)